

練馬区立関町小学校PTA個人情報取扱規程

[目的]

第1条 この規程は、練馬区立関町小学校PTA（以下、「本会」という。）が個人情報の取得、利用、提供および管理の適正を期するため、個人情報を取扱う場合の基本的事項を定め、本会の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

[責務]

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会の活動において個人情報の保護に努める。

[守秘義務]

第3条 本会の活動に従事する者は、その活動において知り得た個人情報を他人に知らせてはならない。また、不当な目的に使用してはならない。その地位を退いた後も同様とする。

[規程の周知]

第4条 本会において、取得、保持する個人情報の取扱い方法については、総会資料、または通知など、適宜の方法により会員に周知することとする。

[個人情報の取得]

第5条 本会が会員から取得する個人情報はつぎの項目とする。ただし、PTA活動に必要な場合のみにおいて、つぎの項目以外の個人情報の取得を行う場合もある。

- (1) 会員名
- (2) 在籍児童名とクラス
- (3) PTA会費引き落とし口座の、名義人氏名、口座番号、住所、電話番号

2 要配慮個人情報については、あらかじめ会員本人の同意を得ないで取得してはならない。

[個人情報の削除]

第6条 会員は、提供した個人情報について削除を申し出ることができる。また、その申し出があった場合、本会は遅滞なく該当する個人情報を削除または破棄しなければならない。

[個人情報の利用]

第7条 本会が保有する個人情報は、つぎの項目に沿った利用を行う。

- (1) 役員、委員名簿の作成と配布
- (2) 役員、委員の選出
- (3) PTA会費の管理
- (4) その他、PTA運営に必要であると、総会、運営委員会で承認された活動

2 本会は、前項第7条(4)により新たに認められた活動については、速やかにその利用目的を会員に周知または公表しなければならない。また、その利用目的が継続する場合は、前項に定めることとする。

3 本会および会員は、あらかじめ本人の同意を得ないで、第7条に定める項目の利用目的の必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。

[個人情報の提供等]

第8条 本会および会員は、つぎに掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に個人情報を提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上・児童の健全な育成の推進のために必要な場合

(4) 国、東京都、練馬区またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(5) 役員に関するもので、国、東京都、練馬区、PTA連合会またはこれらに準じる公共目的の団体または学校等が、PTAに関する事業または事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(6) 本会の事業等を実施する委託事業者提供する場合

(7) その他、本会規約第2章の事業（活動）を行うために必要で、総会、運営委員会で承認された場合

2 本会が個人情報を第三者に提供した場合は、つぎの項目について記録を作成し保管しなければならない。ただし、提供先が国、東京都、練馬区の場合はこの限りではない。

- (1) 第三者の氏名、住所、電話番号等
- (2) 提供した個人情報の項目および件数
- (3) 提供した理由
- (4) 提供することに対象者の同意を得ている旨
- (5) その他特に必要があると認めた項目

3 本会が個人情報を第三者から提供を受ける場合は、つぎの項目について確認を行わなければならない。

- (1) 第三者の氏名、住所、電話番号等
- (2) 提供を受ける個人情報の項目および件数
- (3) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (4) 提供を受けることについて対象者の同意を得ている旨
- (5) その他特に必要があると認めた項目

[個人情報の管理]

第9条 本会が取得した個人情報は、PTA役員・委員長が適正に管理、保管する。なお、不要となった個人情報は適正かつ速やかに破棄しなければならない。

[個人情報の安全管理措置等]

第10条 本会は、取扱う個人情報の漏えい、滅失または、き損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずる。

2 本会は、利用目的に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人情報を遅滞なく削除する。

[その他]

第11条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情について、適切かつ迅速な処理に努める。

[規程の改正]

第12条 この規程を改正するときは、総会、運営委員会において決定を行う。

付則

この規程は、平成30年9月26日から施行する。